

広島市成年後見等報酬助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年被後見人、同法第12条に規定する被保佐人又は同法第16条に規定する被補助人（以下「成年被後見人等」という。）に対し、同法第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人又は同法第16条に規定する補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬（以下「成年後見等報酬」という。）の支払に要する費用を助成することにより、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 成年後見等報酬の助成（以下「助成」という。）の対象者は、市内に居住する成年被後見人等のうち、審判決定書における報酬付与の対象期間内に第1号若しくは第2号に該当する期間を有し、又は報酬付与の対象期間の末日において第3号に該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）受給者
 - (3) 次のアからオまでのいずれにも該当する者
 - ア 市民税非課税世帯の世帯主又は世帯員であること。
 - イ 年間の収入額が150万円以下であること。
 - ウ 預貯金等の額が350万円以下であること。
 - エ 他の世帯に属する者から扶養を受けていないこと。
 - オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、成年後見人等が民法第725条に規定する親族である成年被後見人等は、助成の対象者としなない。

(助成の額)

第3条 助成の額は、前条第1項第1号又は第2号に該当する者にあつては家庭裁判所が決定する成年後見等報酬額のうちその該当する期間に付与されるべき報酬額、同項第3号に該当する者にあつては当該成年後見等報酬額に相当する額とする。ただし、助成の額は別表に掲げる額を上限とし、同条各号の2以上の号に該当する者に対する助成は同一の期間について重複してこれを行わない。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、成年後見等報酬助成申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判決定書の謄本の写し
 - (2) 本人及び本人の属する世帯の世帯員の資産及び収入状況がわかる書類
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号又は第2号に掲げる者が助成を受けようとするときは、前項第2号に掲げる書類を省略することができる。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(成年後見等報酬支払いの確認)

第6条 助成の決定を受けた者は、成年後見等報酬の支払をした後、当該支払を証する書類を市長に提出しなければならない。

(助成の決定の取消し等)

第7条 市長は、助成の対象者が偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたときは、当該助成の決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に助成により交付を受けている金銭があるときは、当該金銭の返還を求めることができる。

(未支給の成年後見等報酬)

第8条 助成の対象者が死亡した場合において、その者に支給すべき成年後見等報酬で支給できなかったものがある時は、その者の成年後見人等であったものは、第4条の規定により申請することができる。

(委任規定)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成25年7月31日において現にこの要綱第2条第1項第1号の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成25年厚生労働省告示第174号）による生活扶助基準の改正に伴い同年8月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成26年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条同項同号の規定を適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 4 平成26年3月31日において現にこの要綱第2条第1項第1号の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成26年厚生労働省告示第136号）による生活扶助基準の改正に伴い同年4月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成27年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条同項同号の規定を適用する。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 6 平成27年3月31日において現にこの要綱第2条第1項第1号の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成27年厚生労働省告示第227号）による生活扶助基準の改正に伴い同年4月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者に

については、同日から平成28年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条同項同号の規定を適用する。

- 7 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 8 平成30年9月30日において現にこの要綱第2条第1項第1号の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第317号）による生活扶助基準の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から平成31年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条同項同号の規定を適用する。
- 9 前項の規定にかかわらず、平成30年10月1日から平成31年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 10 令和元年9月30日において現にこの要綱第2条第1項第1号の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準の一部を改正する告示（令和元年厚生労働省告示第66号）による生活扶助基準の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から令和2年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条同項同号の規定を適用する。
- 11 前項の規定にかかわらず、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。
- 12 令和2年9月30日において現にこの要綱第2条第1項第1号の規定の適用を受けていた者であって、生活保護法による保護の基準及び生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第302号）による生活扶助基準の改正に伴い同年10月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた者については、同日から令和3年3月31日までの間は、生活保護を受けているものとみなして同条同項同号の規定を適用する。
- 13 前項の規定にかかわらず、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間において、同項の告示による改正前の生活扶助基準により算定した最低生活費を超える収入があり、同基準によれば生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる場合は、当該生活保護の停止又は廃止を受けるべきものと認められる日以後は、同項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の広島市成年後見等報酬助成要綱の規定は、平成27年7月1日以後に成年後見人等への報酬付与の審判がされた場合について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行し、この要綱による改正後の広島市成年後見等報酬助成要綱の規定は、施行日以後の日を対象期間の末日とする報酬付与の決定に係る者に対する助成について適用し、施行日前の日を対象期間の末日とする報酬付与の決定に係る者に対する助成については、なお従前の例による。
- 2 施行日前の期間を含む報酬付与の対象期間について改正後の第2条第1項第3号に該当する者のうち、当該対象期間の施行日前の部分について改正前の第2条第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者に対する助成の額は、改正後の第3条の規定にかかわらず、同条に定める額から同条の規定の例により算定される当該部分に係る額を控除した額とする。
- 3 施行日前の期間を含む報酬付与の対象期間について改正後の第2条第1項第3号に該当する者のうち、当該対象期間の施行日前の部分について改正前の第2条第1項第3号に掲げる者に該当する者に対する助成の額は、改正後の第3条の規定にかかわらず、前項に定める額に、当該部分について改正前の第3条（第2項を除く。）の規定の例による場合に付与されるべきこととされる報酬額に相当する額を加えた額とする。
- 4 施行日前の期間を含む報酬付与の対象期間について改正後の第2条第1項第3号に該当しない者のうち、当該対象期間の施行日前の部分について改正前の第2条第1項第3号に掲げる者に該当する者が、改正後の第2条第1項第3号に該当し、又は当該者に係る成年後見が終了するまで

の間に係る当該者に対する助成については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第3条第2項の規定は適用しない。

別表（第3条関係）

| 区 分 | 助成限度額 |
|----------------------------------|------------|
| 助成する報酬の対象期間のうち在宅であった期間 | 月額2万8,000円 |
| 助成する報酬の対象期間のうち施設等に入院し、又は入所していた期間 | 月額1万8,000円 |

備考 その月において在宅であった日及び施設等に入院し、又は入所していた日がある場合は、当該月は在宅であった期間とする。